

吸収分割に関する事後開示書面

(吸収分割に関する事後備置書面)

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 10 月 1 日

株式会社インフォネットグループ
株式会社インフォネット

2026年10月 1 日

各位

吸収分割に関する事後開示書類

東京都港区新橋四丁目21番 3 号
新橋東急ビル 7 階
株式会社インフォネットグループ
代表取締役社長 東間 大

東京都港区新橋四丁目21番 3 号
新橋東急ビル 7 階
株式会社インフォネット
代表取締役社長 古宿 智

株式会社インフォネットグループ(2026年10月 1 日付で、株式会社インフォネットより商号変更。以下「吸収分割会社」といいます。)及び吸収分割会社の完全子会社である株式会社インフォネット(2026年10月 1 日付で、株式会社インフォネット分割準備会社より商号変更。以下「吸収分割承継会社」といいます。)は、2026年 5 月15日付にて締結した吸収分割契約書(以下「本吸収分割契約書」といいます。)に基づき、2026年10月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社が営む一切の事業(但し、グループ経営管理事業を除く。)に関して吸収分割会社が有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関して会社法第791条第 1 項第 1 号及び第801条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日
(会社法施行規則第189 条第 1 号)
本吸収分割は、2026年10月 1 日に効力を生じました。
2. 吸収分割会社における会社法第784条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
(会社法施行規則第189 条第 2 号)
 - (1) 反対株主の差止請求手続について(会社法第784条の 2)
会社法第784条の 2 に基づき、吸収分割会社に対して本吸収分割の差止請求をした株主は存在しませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第785条)
吸収分割会社は、会社法第785条第 3 項の規定に基づき、2026年 6 月12日に株主に対し本吸収分割を行う旨並びに吸収分割承継会社の商号および住所を通知しましたが、吸収分割会社に対して株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - (4) 債権者異議手続について(会社法第789条)
本吸収分割における吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者は存在しないため、該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第797 条及び第799 条の規定による手続の経過
(会社法施行規則第189 条第 3 号)
- (1) 反対株主の差止請求手続について (会社法第796条の 2)
吸収分割承継会社は吸収分割会社の完全子会社であり、会社法第796条の 2 の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して本吸収分割の差止請求をした株主は存在しませんでした。
- (2) 反対株主の株式買取請求手続について (会社法第797条)
吸収分割承継会社は吸収分割会社の完全子会社であり、会社法第797条の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
- (3) 債権者異議手続について (会社法第799条)
吸収分割承継会社は、会社法第799条第 2 項の規定に基づき、2026年 8 月27日付の官報により、債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行い、また、会社法第799条第 3 項の規定に基づき、同日付で電子公告を行いました。が、本吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第189 条第 4 号)
吸収分割承継会社は、吸収分割会社の効力発生日である2026年10月 1 日をもって、本吸収分割契約書に基づき、吸収分割会社が営む一切の事業 (但し、グループ経営管理事業を除く。) に関する権利義務を承継いたしました。
5. 会社法第923 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第189 条第 5 号)
本分割の効力発生日である 2026年10月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。
6. その他吸収分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上